名古屋市ファミリーシップ制度(案)に対する 市民意見及び市の考え方

「名古屋市ファミリーシップ制度(案)」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。 なお、ご意見の内容は、一部を要約するとともに、趣旨の類似するもの をまとめ、項目別に分割して掲載しておりますのでご了承ください。

令和4年11月

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室

電 話 052-972-2234

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 2 0 6

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和4年9月28日(水)~令和4年10月27日(木)

(2) 提出状況 意見提出者数 79人 意見件数 176件

提出方法	郵送	ファックス	電子メール	合 計
提出者数	3	17	59	79

2 意見の内訳

項目		意見数
(1)	制度全般について	97
(2)	制度の内容について	27
(3)	制度でできることについて	20
(4)	子について	12
(5)	制度の周知について	10
(6)	その他	10
合 計		176

意見の概要及び市の考え方

(1) 制度全般について(97件)

(制度への賛成)

- ○名古屋市民として、「人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため」の、ファミリーシップ制度創設を賛成・歓迎する。
- ○制度創設が、現行の法律婚を利用できない方々が被っている不平等を是正していく ための大きな一歩となることは、間違いない。現実に困っている方々は大勢いるた め、まずは迅速な運用開始をお願いする。
- ○法的な安全確保、までいけずとも、市内で類似の動きが生まれることは生活の安心 に繋がる。ぜひ一日も早く導入されることを期待している。
- ○否定的な意見が存在するからこそ、ファミリーシップ制度が必要である。
- ○公的に関係性を示さない相手だと、重大な事態の時に立ち会うことすら許されない というのは、とても辛いことだと思う。ファミリーシップ制度導入がそれらの負担 の軽減につながるのであれば、その制度は市民にとってとても安心できる社会作り の制度になることと思われるので、支持する。
- ○自分が住んでいる名古屋市は自分を、同性愛者をいないものとして扱わないんだと、 そう思えて嬉しい。
- ○自分自身は異性愛者であるが、異性でなければ婚姻を認めないという状況には閉塞 感を感じる。
- ○この人となら一緒に生きていける、この人となら一緒に生きていきたいと思える相手と出会えた時、相手がどんな性別でも、社会的な扱いに差を無くして欲しい。
- ○ファミリーシップ制度の導入という事で、非常に賛成である。大都市の役割として、 多様な人が集い認め合い、多様な価値観と文化、世界中の人々が共存できる都市が、 これから非常に大事な基礎になると思う。
- ○名古屋市が自分たちを「家族として認めてくれる」制度によって名古屋市に住んで いる生きづらさを感じている当事者の希望に繋がることは間違いないと思う
- ○今回のファミリーシップ(パートナーシップ)の制度化は、性的少数者への差別をなくし、ジェンダー平等社会の実現に向けた貴重な一歩である。
- ○市民の理解促進にも大きな意味があると思う。
- ○当初は 2021 年度中に実現ということだったが、ただでさえ他の自治体に比べ遅れをとっているため、早急に制度化してほしかった。
- ○全国の自治体で、特に政令市においても制度が広がっていく中、名古屋市ではこれ まで制度開始に至らず、市民の当事者は制度を心待ちにしていた。
- ○制度の導入により、一人一人が相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会になってほしいと感じる。
- ○現在の日本では、なかなか性的少数者の苦しみが理解されない状況である。ニュースなどを見ても、残念なことに、一番理解してほしい家族・友人・職場の同僚などからの理解も得られないように思う。このようなつらい状況の中で、政令指定都市

である名古屋市がファミリーシップ制度を導入することは、性的少数者にとって希望の一つになると思われる。

【市の考え方】

名古屋市ファミリーシップ制度を創設し、人権が尊重され、一人一人の個性や 多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指してまいります。

(事実婚について)

- ○名古屋市のファミリーシップ制度案は同性カップルに限定されていないのが素晴らしいと思う。
- ○本制度は、性的マイノリティに関わらず、従来の婚姻の形態に当てはめられないパートナー関係や家族の関係を包容できる形態である。現在、他の市町村で施行されている「パートナーシップ制度」は、主に同性愛者という性的マイノリティに対する宣誓制度である。性的マイノリティの存在を顕在化させ、社会への認知を図る点で、従来の制度は有用である。しかしその一方で、同性愛者の存在のみを前面にし、「性別」や「セクシュアリティ」の問題に限定してしまう恐れがある。そのため、本制度は「性別」「セクシュアリティ」に問わず、【現在の「婚姻」に当てはめられないすべてのパートナーや家族の関係】を受容できるものとして、意義のあるものだとれる。したがって、本制度の趣旨である「一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現する」ことを十分達成しうるものだと考え、賛成する。
- ○選択的夫婦別姓制度が実現しない中、法律婚を選ばない人たちが利用できる制度で あることも良いと思う。多様な家族が生活しやすい社会を望む。
- ○内縁関係の夫婦にはこれまでに慣例上認められているものがいくつもあるが、この 制度に組み込まれることにより、新たな宣誓と証明書を取得しなければ、これまで 認められていたものが利用できなくなることがあってはならない。

【市の考え方】

様々な事情により婚姻制度を利用することができない方々の生きづらさや困難 の解消を図るため、制度の対象に事実婚の方々も含めております。

なお、本制度は法律上の婚姻と異なるため、宣誓をしても法律に基づく権利・ 義務は発生しません。

(同性婚について)

- ○法律では関係性が保障されないのがパートナーシップ制度やファミリーシップ制度である。自分たち同性愛者が最終的に求めているのは、「同性婚の実現」である。
- ○市のファミリーシップ制度はゴールではない。あくまで婚姻の平等を実現するため

の仮のステップとして認識していただきたいと思っている。

○「婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません」が日本の 現実であるが、だとすれば「趣旨」の「婚姻制度や養子縁組制度を利用することが できない方々の生きづらさや困難の解消を図る」は"言い過ぎ"と思える。「解消」 よりは「軽減」ではないか。「解消」を国に求めることを明示して欲しいと考える。

【市の考え方】

本制度は法的効力はありませんが、宣誓した当事者の方々のお気持ちを受け止め、生きづらさを少しでも解消できればと考えております。また、制度をただ導入しただけでは終わらず、そういった取り組みが広がっていくよう、引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

(制度名称について)

- ○配偶者と同じような関係性を認めるという意味から、パートナーシップという記載 もあった方が良いと思う。手続き上の煩雑さを回避するということで一つにしてい るということなら「パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓」などとしてはど うか。
- ○世間ではパートナーシップ制度という名で広く知られているのに,なぜ名古屋市は ファミリーシップと余計に混乱させるような名称にするのか。

【市の考え方】

本制度については、互いを人生のパートナーとして約した2人が市に宣誓する ものであり、2人の他、子どもがいらっしゃる場合に、希望があれば、子どもを 含め広く包摂していく制度でございます。

(スケジュールについて)

○「いつからの実施を予定しているか」を明らかにして頂けるとよかった。

【市の考え方】

令和4年11月14日より宣誓の予約の受付を開始し、12月1日より宣誓の 受付を開始する予定でおります。

(制度への懸念)

○「人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現」という言葉に少し不安を感じています。冒頭の「性的少数者の方々」というところをぼかさず、はっきりと名古屋市で暮らしている性的少数者に向けて制度の存

在を伝えてください。ここで安全に生活できると呼び掛けてください。

- ○同性婚実現へ向けての制度整備は性的マイノリティーの感情が主たる動機付けとなり、そこには他の制度に見られるような客観的評価や社会的影響が関するファクトとデータに基づいた議論が入り込む余地がない。客観的考察なき、感情的、世論迎合的な制度策定な無思慮な政治的決定へつながる大きな要因となる。
- ○「性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することが できない方々」に「生きづらさや困難」があるというのはまちがっていると思う。
- ○同性婚家庭に委託された、あるいは養子縁組みされた子どもたちに対する影響が充分に吟味されず、無批判的な感情論によって、社会養護児童が「多様な」家族に委託される布石を据えることになる可能性がある。結婚はその当人の選択的意思の問題ではなく、次の世代に影響を与える事であるという視点が欠落している。
- ○この制度に反対する人々が声を上げにくい、つまり、反対意見を沈黙させようとする無言の暴力によって《差別者》というレッテルを貼られていくことにも――つまり、反対者が逆にマイノリティーとして差別される状況にも――深く憂慮する。

【市の考え方】

本市では性的少数者に対する偏見や差別は人権問題であり、解消すべき課題の一つであることから、これまでも市民や職員に向けて理解促進を図ってまいりました。制度創設後も引き続き、本制度の周知・啓発を行うとともに意識啓発事業を実施し、性的少数者の方々の理解促進を行ってまいります。

(制度への反対)

- ○本制度に反対する。全国のパートナーシップの低利用率から鑑みてファミリーシップ制度など不要である。本制度に法律上の効果がなく戸籍や在留資格等も変わらないとのことであるのであれば、現行制度の養子縁組で対応可能である。
- ○ファミリーシップ制度は婚姻した者と同じようなサービスを与えようとしている ために、婚外子を増やしてしまう影響が出るため、導入しないように強く求める。

【市の考え方】

本市では性的少数者に対する偏見や差別は人権問題であり、解消すべき課題の一つであることから、これまでも市民や職員に向けて理解促進を図ってまいりました。

本制度は法的効力はありませんが、宣誓した当事者の方々のお気持ちを受け止め、生きづらさを少しでも解消するために実施するものです。本制度の周知・啓発を行うとともに意識啓発事業を実施し、性的少数者の方々の理解促進を行ってまいります。

(2) 制度の内容について(27件)

(宣誓者の要件)

- ○自治体のパートナーシップ制度を性的マイノリティや事実婚カップルだけのため に導入するのは勿体ない。もっと広い視野に立って「制度の狭間で生きづらさを抱 える人はいないか」考えて頂きたい。
- ○独身者同士が 1 対 1 でパートナーとなる場合以外に、他にパートナーがいる人や、他に配偶者がいる人がパートナーを持つこともある。関与する全てのパートナーの同意を得て複数のパートナーと親密な関係を築くポリアモリーはその代表的な形である。このようなパートナーも家を借りたり病院の手続をする際の不便は何ら変わるものではなく、制度から排除すべきではないと考える。
- ○ポリアモリー当事者でなくとも、例えば、身寄りのない独居高齢者が、今後何かあった時のために、同じ境遇にある気心知れたご近所さん同士でパートナーシップを結ぶというような宣誓の仕方も高齢化社会の日本においては、重要な視点になってくると思う。
- ○本制度においては対象者を「2人の者」と限定しないことを求める。
- ○対象者を配偶者がない人・ファミリーシップ関係にない人に限定しないことを求める。

【市の考え方】

本制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した2人の者が宣誓を行う制度として創設いたします。

○短期滞在ビザで在留中の外国人と、ファミリーシップを結ぶことは可能か?この場合、一方の住民票があれば宣誓が行えるのか?

【市の考え方】

外国籍の方も宣誓の要件を満たしていれば宣誓可能です。住民票の写し又は住 民票記載事項証明書につきましては、宣誓するお2人が同一世帯になっている場 合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

○外国籍の方にも分かるように英語訳した資料も配布すること。

【市の考え方】

本制度は外国籍の方も宣誓の要件を満たしていれば宣誓可能ですので、外国籍の方にもわかりやすい資料につきまして検討してまいります。

○養子縁組しているカップルが、わざわざ離縁して申請することは、法的効力を鑑みると現実的ではない。「離縁すれば宣誓できる」ではなく、多くの他自治体同様、「縁組していても宣誓できる(当然、離縁しても宣誓はできる)」ようにしていただきたい。

【市の考え方】

ご意見を踏まえ、養子縁組をしているパートナー同士の場合でも、宣誓の要件 を満たすよう、修正させていただきました。

(宣誓方法)

- ○宣誓の方法として職員の面前で書面に記載する必要があるが、当制度を利用したい と思う者にとっては心理的負担が大きいのではないかと感じる。オンライン申請等、 申請へのハードルを下げる制度設計をご検討いただきたい。
- ○婚姻届と同様に保証人の署名があれば書面でも受け付けることも可能にすべきである。密かに届けたい人々の選択肢もつくるべきである。

【市の考え方】

宣誓者のお 2 人には、市職員の前で互いを人生のパートナーとし、日常生活に おいて、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約すること を宣誓いただきますが、事前予約の徹底や、宣誓場所等の管理により、心理的負 担を軽減できるよう実施してまいります。

○宣誓日を予約し、市職員の面前において記入する、とあるが、宣誓場所は市役所の みか各区役所・支所でも可能なのか。

【市の考え方】

宣誓場所は区役所・支所ではなく、原則としてイーブルなごや(名古屋市男女 平等参画推進センター)にプライバシーに配慮した場所をご用意させていただく 予定でおります。

○婚姻の届をしたときに自分が「宣誓」をした覚えがない。ファミリーシップ制度を 受ける人たちに市長に対する「宣誓」が必要なのか。

【市の考え方】

ファミリーシップの関係にあるお 2 人の意思を確認するため、宣誓することを求めています。

(申請に必要な書類)

○宣誓申請書類はインターネット上でダウンロードできる状態が望ましい。パートナーシップ宣誓時同一の住所に居住していると認められる場合は、住民票などの写しが委任状なしでも取得できるようになるとよい。本人確認書類で名古屋市在住が確認できた場合、住民票等を省略いただきたい。

【市の考え方】

宣誓書等様式につきましては、市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。 住民票の写し又は住民票記載事項証明書につきましては、宣誓するお 2 人が同一 世帯になっている場合は、2 人分の情報が記載されたものを 1 通で構いませんが、 宣誓日前 3 カ月以内に発行されたものに限っており、住所要件を確認させていた だいております。

○必要書類の、住民票の写し又は住民票記載事項証明書について、住民票の本籍地記載があるものを取得した場合、身元調査に使用される可能性があり、差別をひきおこさないとも限らないため住民票記載事項証明書のみにするべき。

必要書類の、現に婚姻をしていないことを証明する書類について、結婚相談所においても現在独身証明書の提出である戸籍謄・抄本の提出で結婚差別が生じたため独身証明書のみとするべき。

【市の考え方】

住民票につきましては、本籍地の記載が無くともよい旨について利用の手引き 等で周知します。独身を証明する書類につきましては、独身証明書等と記載いた します。

○書類の管理について、紛失等おこさないよう管理の徹底をしていただきたい。

【市の考え方】

提出された書類や記載されている内容等の個人情報は、鍵付きの書棚にて厳重に管理を行い、守ってまいります。

(交付書類)

○宣誓書は、カードなのか証書のような書類なのか。

【市の考え方】

宣誓書の様式につきましては、A4サイズとなります。宣誓書を受領したことを

証明する書類につきましては、A4サイズの宣誓書受領証及び運転免許証サイズの宣誓書受領証明カードを交付します。

- ○交付書類について、交付日の記載がないが、申請日当日に受領できると非常によい。 当日が難しい場合郵送での交付もご検討いただきたい。
- ○すぐ証明書をもらうことはできないと思うが、なかなか市役所に何度も足を運ぶことも難しいので、郵送の対応も可能など誰もが難なく申請することができる環境も整えて頂きたい。

【市の考え方】

宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたら、ご本人へご連絡させていただき、受け取りにきていただくか、郵送での交付を希望される場合は、郵送させていただきます。

○この宣誓書があることで本人たちだけでなく、宣誓書を証明した場合は、差別する ことなく、家族同様として対応すること。など、企業や店舗などにも動きや理解の 輪が広がるようにすることが大切かと思う。そのあたりの記載がないので企業も提 示された場合の対応が困るのではないか。

【市の考え方】

宣誓書受領証等へは、制度の趣旨及び、アウティング禁止の旨について記載し、 提示された方へ周知してまいります。

(ファミリーシップの範囲)

○「宣誓者の一方または双方と、生計を同一とする子である場合は、希望により当該子の名前を記載できます」について、「子」に限定するのではなく、「宣誓者の一方または双方と、生計を同一とする両親や祖父母」も記載可能にしていただきたい。例えば、同居する両親や祖父母を介護している場合、通院等の場面で受領証(カード)を提示することも想定される為。

【市の考え方】

本制度は、性的少数者の方々や、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図ることを趣旨としておりますことから、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係及び、当該パート

ナーの一方又は双方の、生計を同一とする子を含めた関係をファミリーシップの 関係とさせていただいております。

(通称の使用について)

- ○通称使用について、「市長が特に認める場合」とは何か、具体的に明記するべき。従来の通称使用は、旧姓で培ったキャリアを損なわないためや、改姓時の負担を軽減するためという利点がある。ただ本制度の場合、そういった側面とともに【ファミリーシップを公にできない場合、改姓によって周囲に知られてしまう事態を防げる】という利点も強調される。したがって、本制度に則した【多様な「場合」】を想定した上で、「市長が特に認める場合」について幅広い明記・容認がなされることを希望する
- ○通称は犯罪の温床であるので、絶対にやめていただきたい。

【市の考え方】

性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものに限る。)を併記することができるものとします。

(宣誓後の手続きについて)

○カードの紛失や宣誓事項に変更があった場合、オンラインもしくは郵送で変更できるようなシステムを作っていただけるとよい。

【市の考え方】

本人確認を行うため、再交付や宣誓事項の変更につきましても、来庁いただき 実施してまいります。

(返還について)

○返還に関して、宣誓者の一方が死亡した時、パートナーだったことの証明が必要ではと考える。免許証のように、カードの返還と引き換えに証明書が頂けるような制度があると、何かあった際も安心できると思える。

【市の考え方】

返還届の提出した方が希望する場合は、ファミリーシップ宣誓書受領証等返還 事実証明書を交付します。

(実効性の規定について)

○本制度について、その実効性を確保するために必要な差別禁止などの規定を追加するべきである。

【市の考え方】

要綱には、市における宣誓書の取扱いを記載し、要綱の趣旨を十分に尊重し、 適切に対応するものとします。また、市民及び事業者への周知及び啓発について も記載し、要綱の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して適切な対応が行われる よう、啓発を行うものとします。

(都市間連携について)

○パートナーシップ制度を導入している自治体間で、引っ越しをした場合などに手続きを簡略化するなど連携している例がある。名古屋市もできれば少なくとも愛知県内の自治体と連携を取っていく方向で進めて欲しい。

【市の考え方】

先行して都市間連携を行っている自治体では、主に近隣の自治体を中心に連携を結んでおりますので、まずは本市の制度と近い要件等を取っている近隣自治体へお声掛けをして、連携に向けた協議を行えるように、検討してまいります。

(制度に関する相談窓口について)

○制度利用者が困った時に相談できる窓口(法律関係も含め)を記載した資料を作る こと。

(市の考え方)

ファミリーシップ制度の利用手引きに相談窓口についても記載してまいります。

(3) 制度でできることについて(20件)

(全般的な影響)

- ○ファミリーシップを宣誓する事で、少なくとも名古屋市内では、血縁のある家族や、 婚姻関係(法律婚が認められた)夫婦と同等の法律の適用、社会福祉が受けられる 様になれば良いと思う。現在の法律では婚姻(結婚)ができないパートナーの一方 が死亡した場合、死後の手続きが「身内でないため」と断られてしまう、見送りも できないといった悲しい事象も発生している。一生を寄りそえあえた方同士が最後 まで共に社会的に認められる街になっていただきたいと思う。
- ○今回の制度は法律上の効果が生じるものではないとのことであるが、名古屋市がファミリーシップ制度を導入し、その宣誓の受領証明カードを持っていることで、民間・行政の手続きの不便さが多少でも解決されることを願っている。
- ○権利侵害の相談窓口を設けるべきである。利用が拒否されたときなどに、異議を申し立て、権利を救済するための組織を設けるべきである。

【市の考え方】

本制度は法的効力はありませんが、宣誓した当事者の方々のお気持ちを受け止め、生きづらさを少しでも解消できればと考えております。また、制度をただ導入しただけでは終わらず、そういった取り組みが広がっていくよう、引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

(具体的にできること)

- ○制度を通して保証されることを明確にしていただきたい。これまでできなかったサービスや制度利用で、新たに可能になることは何か、市民にわかりやすく列挙すべきである。
- ○公的あるいは民間の様々なサービス提供のシチュエーションにおいて「もし利用者が『ファミリーシップ宣誓書受領証明カード』を窓口で呈示した時、どんな対応が望まれるか」の目安になるような情報も整備されていくとよい。
- ○一般企業向けに、民間の相談施設と提携、相談員の設置をサポートなどファミリーシップ制度の対応準備窓口などはあるのか。

【市の考え方】

利用できる行政サービスについては名古屋市ウェブサイトで公表いたします。 民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に 取り組みます。

制度運用開始以降も、制度の周知や宣誓書受領証等の活用先の拡大、市民の理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。

(民間のサービスについて)

- ○銀行等でローンを組む際に、パートナーを家族(配偶者)としてみなしてもらえるように、銀行に対しての呼びかけをしていただきたい。
- ○住居、保険以外の飲食店なども「ファミリーシップ制度特約店」として協力できるような、名古屋市の補助金が出る予定はあるのか。

【市の考え方】

制度運用開始以降も、制度の周知や宣誓書受領証等の活用先の拡大、市民の理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。

なお、現在のところファミリーシップ制度に関連する補助金についての予定は ございません。

(病院での取り扱いについて)

○病院での立会時、パートナーが家族として立会が可能になるように、市内の各病院 へそのような制度の導入をしていただけるように市から呼びかけをしていただき たい。

【市の考え方】

医師会等を通じて、市内医療機関への制度の周知や理解促進を中心といたしま して、啓発に努めてまいりたいと考えております。

(民間の福利厚生について)

- ○企業へ働きかけ、ファミリーシップ制度において家族とみなされた社員が在籍している場合、入籍している人と同じような権利や福利厚生が受けられるようにしてほしい。そのような努力をしているとみなされた企業には、市から補助金やなにかしらの"多様性に理解のある企業"というステッカー等、一目で企業の取り組みがわかるようなサインを作ってほしい。(企業側にもメリットがあるようにする)
- ○現在、愛知全体的にLGBTに対してまだまだ理解が及んでいない。一般企業で働いてはいるが、パートナーシップに準ずる制度がほとんどないため、他県に比べてLGBTに配慮された企業はほとんどない状況である。ファミリーシップ導入とともに企業にも働きかけをして頂きたい。やはり肩身も狭く、結婚と同等に扱って頂けないので、男女であれば受けられるような、福利厚生も受けることができない。ぜひ、市側から働きかけ変えて頂きたい。

【市の考え方】

民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発 に取り組みます。

(行政の福利厚生について)

- ○同性パートナーシップ宣誓制度を導入した政令市において、職員・教職員ともに、同性をパートナーとする休暇制度の平等が実現している。職員の休暇制度を改正して、同性パートナーについても、男女の事実婚と同等の権利を保障すべきである。こうした市の取り組みは、単に他の政令市と並ぶことのみならず、市内の民間企業の模範となるものであるから、その波及効果により、最終的には市民全体の当事者の権利保障へと確実につながっていくものである。よって、市職員・教職員の休暇制度への適用を要請する。
- ○民間に対して範を示すためにも、性的マイノリティである市の職員を平等に扱う施 策の導入も検討してほしい。

【市の考え方】

ファミリーシップ制度を利用した本市職員の取扱いについては、制度の趣旨を踏まえつつ、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

(4) 子について(12件)

(肯定的意見)

- ○子どもも対象となることも、素晴らしいと思う。同性カップルにも子どもがいる 方々は大勢いる。「男女ではないから絶対に子どもがもてない」というのは、遠い昔 の話である。
- ○子育て関連機関・医療機関などでの不便を解消するため、子の名前を記載できることに賛成である。特に、パートナーシップ当事者と子の間が家族類似・親子類似の関係であること=ファミリーシップである旨の証明を行うこととなっていることにも賛成である。
- ○養子縁組等ができない場合の子についても配慮があり良いと思う。

【市の考え方】

宣誓するお2人のほかに、生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等へ子の名前を記載できます。

(子についての懸念)

- ○子供の名前を書き込むという案だが、同居義務もない人間にファミリーシップ制度 の受領証等を使って病気の子供の手術の同意とかできるようにしてしまったら、子 供の身の安全が確保されないこともあると思う。当事者のお気持ちだけでは解決で きないものを整備するのが法律なのであって、お気持ち優先で当事者の権利拡大を するのはトラブルの元になる。当事者のお気持ちだけ子供を巻き込むべきではない。
- 〇子どもに関して、15 歳以上の場合本人の意思で決められるようであるが、15 歳未満の場合でも、子どもの気持ちを一緒に考えて慎重な対応をしてほしいと思う。

【市の考え方】

宣誓するお2人のほかに、生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等へ子の名前を記載できますが、記載にあたっては、お子様に制度の趣旨や受領証等の活用の場面についてご説明をいただくよう、お願いしてまいります。

(里子について)

- ○養育里親には親権がないばかりに里子が不利益を被ることが多くある。行政の窓口や銀行などで、スムーズに事が運ばないことがあり、名字が異なっているというだけでも医療機関での受診や学校で必要な書類の提出をするために役所で必要書類を出してもらう際にもかなりの時間や別途提出する書類が必要だったりする。
- ○里親になり、ファミリーホームを始めて、里子を幼稚園に入れようと幼稚園を面接 したが、里親・特にファミリーホームだからという理由ですべて断られた。里親に 対する認知・特にファミリーホームに対する理解が得られていない。
- ○ファミリーシップ宣誓書受領証明カードなどがあると、説明する手間が省けるため、 スムーズに事が運ぶ場面が増えると思われる。
- ○ファミリーシップ制度により、里親および里子にこれまで被ってきた不利益が解消 されるのではないかと期待している。

【市の考え方】

医療機関や学校等で、里親として対応する際に里子との関係の説明に苦慮しているとのご意見をいただきました。今後、里親としての活動が円滑に進むよう、携帯用の里親登録証の発行を早急に検討してまいります。

また、里親、ファミリーホームに対する理解が進むよう、幼稚園をはじめとする子どもに関係する機関に対して啓発、周知に努めてまいります。

名古屋市ファミリーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した2人が市に宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付するものであり、2人のほかに、生計を同一とする子どもがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等へ子の名前を記載できます。なお、ファミリーシップ制度を利用された場合でも、児童福祉法における里親の権利・義務に変化が発生するものではございません。

○少子化が進む現代において、児童養護施設等に措置される子どもが増加している。 その中で夫婦関係にないというだけで里子になれる子を減らしてしまっても良い のか。

【市の考え方】

里親は、夫婦以外の方も登録、委託が可能な制度となっています。子どもを委託する場合は、児童相談所において子どもや保護者の状況を確認したうえで、子どもに合った里親へ委託しております。

(5) 制度の周知について(10件)

(制度の周知について)

- ○できるだけ早くに実現し、また適切な広報を行なっていただきたい。
- ○籍を入れたくても入れられない人、子供がいても諸事情で一緒に暮らせない人等は 是非ファミリーシップ制度を利用して欲しい。ファミリーシップ制度を多く人に知 って欲しいと思う。
- ○導入するにあたって、市民の理解が必須なので、ホームページ、広報なごやや図書館、スポーツセンター、バス・駅の広告などの場所で周知して性的少数者についているいろな人に正しい知識・制度が必要な理由を知ってもらう。
- ○民間企業との連携で「家族」として認められる事の一覧を TV などのメディアや、 駅の広告で、名古屋市として発信し続けてもらい、市民にも周知すべき。
- ○しっかりファミリーシップのこと周知に認知されたい。是非会社や親にも届くよう な大々的なものにしてほしい。スタートしたのに周りが知らないということだと、 制度の意味をなさないと思う。
- ○名古屋の人は保守的と言われており、従来と違う形の家族に戸惑う人もいるかと思 うが、そういった人たちの気持ちにも寄り添い、セクシャルマイノリティについて、 この制度について、丁寧に説明し、名古屋市の考え方を広く発信し続けてほしい。
- 〇保育園、幼稚園、学校、特別支援学校、施設などを含めた子どもに関係する施設に 資料を通達すると共に、LGBTQ+に関する基礎知識の早急な周知が徹底されること

【市の考え方】

制度の周知や宣誓書受領証等の活用先の拡大、市民の理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。

(6) その他(10件)

(更なる市民理解促進)

- ○LGBTQ に関する市民の理解促進啓発の充実とヘイトスピーチからの擁護・相談体制の強化を求める。今回、同性パートナーシップ宣誓制度からファミリーシップ宣誓制度となることに伴い、より包摂的で望ましい制度となった。一方、LGBTQ の当事者である同性パートナーの課題に対する取り組みが矮小化されることがあっては本末転倒である。制度開始とともに、LGBTQ に関する正しい知識・理解が普及するよう、市として一段と努力することが求められる。
- ○性的マイノリティが直面する困難はパートナーシップ・ファミリーシップに関わる ものだけではない。教育、就労、地域等においても多くの困難がある。これらにつ いても差別解消に向けてのいっそうの取り組みを期待する。
- ○他の地方自治体のモデル都市になるべく「LGBTQ+への理解が進んでいる名古屋」を 目指してもらいたい。

(市の考え方)

本市では性的少数者に対する偏見や差別は人権問題であり、解消すべき課題の一つであることから、これまでも市民や職員に向けて理解促進を図ってまいりました。制度創設後も引き続き、本制度の周知・啓発を行うとともに意識啓発事業を実施し、性的少数者の方々の理解促進を行ってまいります。

(市民意見の反映について)

○報道では制度導入は11月とされている。早期導入に異論はないが、だとすると10月27日まで実施するパブコメで出される意見は、制度導入に反映させることは時間的に無理である。市民意見を制度設計に反映させようとするパブリックコメントの趣旨からして問題である。市民意見をどう反映させるか明確にすべきである。

(市の考え方)

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表しました。

(職員への研修について)

- ○制度が始まることにより、名古屋市職員・教職員には、区役所窓口や学校での対応 の上で、LGBTQ への正しい知識・理解とともに、アウティングの防止等の適切な対 応が、これまで以上に求められる。
- ○ファミリーシップ制度を施行される際は、事前に名古屋市全体の行政職員に LGBTQ+ に関する基礎知識が周知されている状態であるということ。
- ○制度実施に直接あたる職員への教育や研修を行い、申請したい者が安心して制度を 利用できる環境を整えることはもちろん、多様な家族のあり方について広く市民に

啓蒙していただき、市民一人ひとりの価値観や生き方が尊重される街づくりの機運 を高めていただきたい。

○市を代表する方達には正しく新しい情報をしっかりと定期的に勉強していただき、 間違った発言をしないよう、徹底して責任を持った言動をお願いしたい。

(市の考え方)

本市では性的少数者に対する偏見や差別は人権問題であり、解消すべき課題の一つであることから、これまでも性の多様性への理解を深めるための職員ハンドブックを作成し、研修等を通じて理解促進を図ってまいりました。今後も引き続き、職員等に対して、ファミリーシップ制度についての周知等を行うとともに、正しい理解を深めるための、研修等を実施してまいります。

(アウティング禁止条例について)

- ○アウティング禁止に関する啓発(特に SOGI に関する情報は、個人情報保護法における「要配慮個人情報」相当と考えられる。アウティングは故意でなく発生する場合もあり、個々のサービス提供者が「何がアウティングに相当するのか」を、それぞれの立場で学ぶ機会を持つことは重要である。)
- ○名古屋市ファミリーシップ制度にて宣誓することがアウティングになることのないよう、制度創設と合わせて、差別禁止条例等の制定を検討してほしい。

(市の考え方)

制度創設後も、本制度の周知・啓発を行うとともに意識啓発事業を引き続き実施し、性的少数者の方々の理解促進を行ってまいります。その中でアウティングの禁止に関する啓発も行ってまいります。